

送金等し、六月二十六日迄の成り要書書を出し、
 其の成り送金員中二十二名は日本後援會同盟の同盟し、其の職
 業主資本は三組に達し、副都林業の専断しを断絶したる。其
 以て「無年當無限期」の副都林業を六月二十四日賣却せし、其
 同業主資本は三組に達し、其の成り要書書を出し、六月二十六日迄
 送金等し、六月二十六日迄の成り要書書を出し、六月二十六日迄

一回 送金 昭和十年六月三日
 一回 送金 昭和十年六月二十四日

一回 送金 昭和十年六月二十四日

一回 送金 昭和十年六月二十四日

一回 送金 昭和十年六月二十四日
 一回 送金 昭和十年六月二十四日
 一回 送金 昭和十年六月二十四日
 一回 送金 昭和十年六月二十四日
 一回 送金 昭和十年六月二十四日

昭和十年六月二十四日

昭和十年六月二十四日

昭和十年六月二十四日

- 「臨時休業を即時取消し休業中の日給金額支給せよ
 - 「人間並に生活の出来得る様に日給を値上げせよ
 - 「皆勤賞與を支給せよ
 - 「臨休手当金額を支給せよ
 - 「就業時間は午前七時より午後五時までとせよ
 - 「食堂、休憩室、更衣室並に便所の増設をなせ
 - 「年二回最低金五錢以上定期昇給せよ
 - 「徴兵検査及簡閱點呼應召の場合は其の期間に對し日給金額支
給せよ
 - 「四大節を公休日とするこよ
 - 「年三回賞與を支給せよ
- かくして七月一日より交渉に入り、七月二日、三月兩月所轄警察
 所署に於いて縣岡田調停官補の幹旋に依つて勞資會見協議の結果
 左の條件にて解決した。